

令和 8 年度「大阪 I R（統合型リゾート）説明会」（第 2 回） アンケートによる質問について

●受付件数 4 件

	質問	回答
1	ギャンブル依存症センターの範囲について、カジノ他のことも含まれるのですが、例えば、パチンコ依存症でも対応してくれるのか？	「(仮称) 大阪依存症対策センター」については、パチンコも含めた既存のギャンブル等に起因するものを含めて、より多くのギャンブル等依存症に悩む人が気軽に相談等の必要な支援を受けることができるよう、交通至便な場所にワンストップ支援拠点を開設することにより、I R 開業に向け、新たな支援拠点を中心とした総合的な支援体制の強化・拡充を図ることとしています。
2	ギャンブル依存症対策の経緯を教えて欲しい。なぜ、パチンコや公営ギャンブルがあるのに、カジノだけが対策を求められるのか？他の公営ギャンブルやパチンコ対策とカジノは別分野でしょうか。整合性がとれていないような感覚を受けました。	国におけるギャンブル等依存症対策については、平成 29 年施行の「特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（I R 推進法）」の附帯決議において、「ギャンブル等依存症患者への対策を抜本的に強化すること」や「カジノにとどまらず、他のギャンブル等に起因する依存症を含め、関係省庁が十分連携して包括的な取組を構築し、強化すること」等が決議されました。 その後、平成 30 年に「ギャンブル等依存症対策基本法」が施行され、ギャンブル等依存症対策に関しては、国や地方公共団体、関係事業者、国民等の責務が明らかにされており、カジノだけでなく、公営競技やパチンコ等の実施に係る関係事業者においても、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等に配慮するよう努めなければならないとされています。
3	万博では夢洲の土地の問題で工事が難航し、未払い問題が発生。なにわ筋線の工事では、地中障害物で工事費が増加したが、夢洲はその危険性が高いが土地改良費の増加のおそれはないのか？	I R 事業用地における土地課題対策（液状化対策、地中障害物撤去、土壌汚染対策）については、大阪 I R が国際観光拠点の核となる大規模集客施設であることから、I R 事業用地としての適性確保が必須であり、土地に起因する所有者としての責任に加えて、大阪臨海部のまちづくりなどの政策的な観点も踏まえ、土地所有者として大阪市が負担することとしており、この費用については、債務負担行為として予算に定めた限度額の範囲内に限定される旨を、事業用定期借地権契約書等において規定しています。 このうち地中障害物（揚水井戸、観測台等）撤去については、既に工事が完了しており、撤去箇所数の減等により、当初想定費用の約 22 億円から約 10 億円の減額となっています。 また、上記の地中障害物とは別に、通常想定し得ない地中埋設物の存在が判明し、本件土地の外見

		から通常予測され得る地盤の整備・改良の程度を超える除去工事等が必要と見込まれる場合、一定の条件の下で大阪市がその費用を負担することとしています。
4	1兆円のリスクは大阪府・市民がおわされるのであって事業者ではない。日経（オンライン）2026/06/03 付夕刊で米ラスベガスを代表するカジノホテル企業・シーザーズエンタメとMGMリゾートが身売りを決めたと報じている。（オンラインと米国への観光客ばなれ。）親会社の事業があやうくになっており、このまま事業につっこんで大丈夫なのか。株主、資本関係に不安はないのか？	I Rは、事業者が自ら施設を設置し、運営するという民設民営事業として、合同会社日本MGMリゾート及びオリックス株式会社の中核企業2社に加えて、大阪・関西を中心とした企業22社が自らの出資や金融機関からの借入れにより資金調達を行い、1兆円を超える投資を行うものであり、本事業に係るリスクについては、不可抗力などの場合を除き、需要変動リスクを含め事業者が負っています。